

第5回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成17年11月30日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者

新井一明委員，坂田正己委員，下澤悦夫委員，高木美智子委員，畑良平委員，深谷稔委員，三宅俊一郎委員，武藤茂子委員，吉田和子委員，鰐部昌子委員（事務担当者）

小川事務局長，坂下首席家裁調査官，高橋首席書記官，鈴木事務局次長，天野訟廷管理官，北原家裁調査官，安井総務課長

4 議 事

（1）委員長あいさつ

（2）委員交代報告及び新任委員を含め，各委員のあいさつ

（3）裁判所からの説明

ア 前回のテーマである成年後見事件の改善策の現状報告

イ 少年事件の概略（手続きの説明）

ウ 少年事件における保護的措置（教育的措置）について

エ 「万引き被害を考える親子の会」について

（万引き被害に遭った商店主が，万引きを行った少年とその保護者に対して，万引き被害を受けた精神的苦痛や経済的損失を具体的に話しをして，万引き被害を理解させ，より反省を深めさせ，再犯防止を図り少年を更生させる，家庭裁判所が行う教育的措置の一つ。）

（4）意見交換

テーマ「少年事件における保護的措置について」

委員から出された意見等は別紙記載のとおり（○は委員，□は事務担当者）

（5）次回の意見交換のテーマについて

「裁判員裁判の審理について」

（6）次回期日

平成18年6月9日午後1時30分。

(7) 本日の議事概要について

委員会終了後，報道機関に公表し，裁判所のホームページに掲載する。

(別紙)

岐阜家庭裁判所委員会委員から出された意見等

- 審判の結果、保護処分に付することができず、又は保護処分に付する必要がないと認めるときにその旨の決定をする不処分と、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付する必要がないと認めるときに、審判を開始しない旨の決定をする審判不開始とを振り分ける基準はあるのか。
- 絶対的な基準はない。事案の内容や少年の反省の態度等を総合して判断することになる。厳粛な審判廷で裁判官から感銘力を与えた方が少年にとってよいと判断される場合は不処分となることもある。
- 警察が処遇意見を付すときは、家庭環境や今後の更生の面を考慮して、審判手続まで必要でないということであれば審判不開始の意見を付すことになる。十分反省しているけれども裁判官から注意をしてもらった方が少年の更生によりよいということであれば不処分の意見を付すことになる。
- 家庭裁判所では、事件を非常に丁寧に処理していると感じた。少年が万引きなどをした場合、警察が学校に連絡すると、退学処分など処分が重くなるので、連絡しないこともあるのではないかと思うが、教育現場との連携がどうなっているのか気に掛かる。「万引き被害を考える親子の会」は、指導が丁寧で、教育現場でもこういう取組をしたらよいと思う。また、少年が立ち直ることを支援する組織があればよいと思う。
- 今年の4月から警察と各教育委員会の間で、一定の事件や問題が学校に関連しているものについては相互に連絡をとることにしている。こういった連絡によって生徒が退学になったということは聞いていない。学校には、他の生徒に影響を及ぼすとか、保護者や学校と連携を取りながら指導していく必要のあるものについて連絡をすることにしている。
- 養護施設の出身者で少年院でお世話になった子がいたが、本当に反省して人が変わったように更生した。養護施設から社会に出て行く子が更生していくには、地域社会が暖かい目で見守ってあげなければいけない。保護観察中の少年を集めて更生保護婦人会の人と一緒にお寺の掃除や長良川の花火大会後の掃除をしているが、よいことだと思う。

- 試験観察の制度には重要な役割があると思う。実際に岐阜県では試験観察がどの程度行われているのか。スピーディな裁判という流れの中で、じっくり見ていかなければならない試験観察というのは、減っているのではないか。
- 平成16年度の在宅試験観察は29件あって、その内5件はボランティア活動をしており、7件が補導委託先に預けられている。平成17年度は、在宅試験観察が19件、ボランティア活動が1件、補導委託が4件で、数字の上では昨年度より減っているが、意図的なものでない。補導委託は受け手の問題があり、タイミング的に委託先を他庁が利用していると、予定していても委託できないことがある。ボランティア活動が本年度は1名だが、今年の初めにノロウイルス問題があり、春先まで補導委託先が閉鎖していたこともあって、数字としては少なくなっている。少年事件においては、迅速処理が必要な場合もあるが、処理期間はある程度少年が決める側面もあり、当事者ひいては国民にとって意味のある処理を目指している。期限に急かされてやっているという状況ではない。
- 少年事件においては、家裁調査官の役割が相当大きい。複雑、多様な要素が混ざって事件が起きているというケースが増えてきているなかで、役割に見合うスキルアップはできているのか。
- スキルアップについては、ジェンダーの視点もスキルアップの中に入っているのか。ジェンダーの視点がないとクリアできない問題もある。
- 家庭裁判所は、少年事件のほかに家事事件も扱っていて、ジェンダーの視点には留意しており、内部の研修などで啓蒙を続けている。
- 家裁調査官は全国で約1500名いるが、研修所で必要な研修を受け、また専門的な研究も行われている。ただ、現実の事件やケースは複雑化しているので、スキルアップには遅れがないように心掛けている。また、家裁調査官は、ジェンダーの問題についても、常に問題意識を持ち、勉強をしている。
- 「万引き被害を考える親子の会」のように、地域と関係を持って被害に遭った商店主を講師にして講習会を開き、少年とその保護者が一緒に考えていることには感心させられた。このような講習会を他の類型の事案にも増やしていくとよいと思う。地域の中で警察と教育が連絡を取りながら協力して保護者とともに対応しておられることにも感心した。地域に根ざした保護的措置を今後とも強化してほしい。将来のある少年を考える場合、親子関係を整えることが大切だと思う。

地域で子供を守る方策をみんなで意見交換しながらやっていく必要性があることを教えられた。

- 被害者にとっては、犯人が成人であるか少年であるかは関係がない。年少少年は別として、19歳だから少年法が適用になり、20歳だから裁判にかかるということだけでは、被害者は納得しない。被害者保護の立場から法改正があつて、被害者が審判で意見を述べるできるようになった。これを機会に、いままで以上に、被害者の声を少年の処分にどう反映させていくのかということも考えてもらいたい。審判不開始と不処分の選別については、被害者からすれば、審判も開かれずに終わりということでは納得できない場合もあるのではないか。被害者の立場も考慮して審判不開始か不処分かを考えてもらいたいと思う。成人の裁判とは異なり、少年事件は、審判も調査もすべて非公開で、結果を被害者に通知する制度はあるが、内容については被害者は知る機会がない。被害者は、記録の閲覧はできるが、自分の知らないところで事が運ばれ、最終的に結論を告げられても納得できない。少年事件について、被害者の声をどのように反映させていくのか、被害者保護の観点から、これからの課題として考えてもらいたい。
- 弁護士は付添人として少年事件に関与することがあるが、少年院送致でもやむを得ないと思われるような事案でも、状況が整えば試験観察ということもあつたので、試験観察は、多く活用されているものと思う。ただ、残念ながら受け入れる補導委託先がなかなかないので、岐阜県内での補導委託先がもう少し開拓されればよいと思う。また、保護的措置のメニューとして、シンナーについての保健指導、交通講習、万引き講習、ボランティア活動が紹介されているが、こうしたメニューがもっと増えればよいと思う。例えば、万引きだけではなく、暴行や傷害の事件についても、加害少年が、直接の被害者でなくても、同様の被害に遭った者と対面して話を聞くという場もあってもよいのではないかと思う。それから、少年事件では、少年は立ち直りが非常に難しいと感じる。少年達は、鑑別所に行ったら腑抜けになったなどと仲間に言われるのが嫌で、かえって意気がって更に非行に走るということもある。社会に戻ったときに、かつての仲間ときっぱり縁を切ってやっていくのが難しい。また、家庭環境の中で染みついたものもある。再犯を無くすには時間がかかると思う。裁判所も、再犯を無くすためにとりあえず少年院に入れておこうという考えにならずに、試験観察や保護的措置にす

るにはかなり勇気が要ることとは思いますが、そこは英断をしてもらいたい。先ほど家裁調査官のスキルアップについての話しがあったが、家裁調査官は研修機関に恵まれていると思う。家裁の事件で高齢者や障害者の方から話しを聞くには、順を追って聞くことが非常に大切である。社会福祉士のように福祉関係の職にある人は、結論を急がない。

- 少年事件で矯正機関に送致になる少年の多くは従前と変わらない環境に戻って行く。そうなれば、また同じことになるのではないか。環境を改善するには、第三者が入って仲介をしたり円滑な繋ぎ役をしないと、うまくいかないのではないか。団体や個人にそのような人助けをしてくれる人がいないかと考えている。先ほど紹介のあった「万引き被害を考える親子の会」のような取り組みは、警察の方でも今後の参考にしたい。
- 事件を起こす少年は、少年だけが当事者ではなくて、家族も当事者である。そういう見方からすると、家庭裁判所の保護的措置のメニューも、少年だけでなく、保護者も一緒に講習を受けるといような方がよい。万引きをした少年は保護者と一緒に講習を受けているという話しだったが、家族、家庭で見つめ直し、家族で立ち直りの機能を取り戻させる方向性が大事である。岐阜少年友の会では、研修で民間の試験観察の補導委託先を見学に行ったことがある。ほとんど公的補助がなくて、民間の方々の援助を得て経営し、家族が3代に渡って一生懸命運営しているということだった。そこで聞いた話では、どのような少年でも、施設の待遇がどんなによくても、家が一番で家族のもとに帰りたいという気持ちが強いとのことであった。家族が少年を受け入れるときに、少年の気持ちを察して温かく受け入れることが大切なのに、そのような家族は少ないので、家族へのレクチャーも大切だという話しを聞いてきた。家裁としても、少年だけをとらえるのではなく、家族というとらえ方をして講習をしてもらえたらと思う。
- 犯罪白書に少年非行が特集されていて、7割を超える少年院の教官が、処置困難な少年が増えたと感じているとのことであった。自分が起こした事件を反省して、償いをさせるという観点から、被害者に与えた痛みをどこかできちんと考えさせる少年向けのプログラムも考えていかなければいけないと思う。